

平成24年1月26日

中央新幹線（東京都・名古屋市間）に係る法対象条例方法審査書の公告について（お知らせ）

標記法対象事業について、川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第53条の規定に基づき法対象条例方法審査書を公告しましたので、お知らせいたします。

1 法対象事業者

名称：東海旅客鉄道株式会社

代表者：代表取締役社長 山田 佳臣

所在地：愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号

2 法対象事業の名称、種類及び目的

名称：中央新幹線（東京都・名古屋市間）

種類：鉄道又は軌道の新設

目的：中央新幹線（東京都・名古屋市間）の整備

3 法対象事業実施区域

起点：東京都港区

終点：愛知県名古屋市

川崎市内については、中原区、高津区、宮前区、多摩区、麻生区

4 法対象条例方法審査書公告年月日

平成24年1月26日（木）

5 問合せ先

名称：東海旅客鉄道株式会社 環境保全事務所（神奈川）

住所：神奈川県相模原市中央区相模原4-3-14

相模原第一生命ビル4F

電話番号：042-756-7261

（環境局環境評価室 担当）
電話044-200-2156

中央新幹線（東京都・名古屋市間）に係る法対象条例方法審査書

平成24年1月

川崎市

はじめに

中央新幹線（東京都・名古屋市間）（以下「法対象事業」という。）は、東海旅客鉄道株式会社（以下「法対象事業者」という。）が、三大都市圏を高速かつ安定的に結ぶ幹線鉄道路線の充実等を目的に、東京都港区の東海道新幹線品川駅付近を起点とし、山梨リニア実験線、甲府市付近、赤石山脈（南アルプス）中南部を経て、名古屋市の東海道新幹線名古屋駅付近に至る延長286 kmの区間において、超電導リニア技術を採用した新幹線鉄道、延長約248 kmのトンネル、停車場6カ所（地上駅3カ所、地下駅3カ所）及び車両基地2カ所等を建設するものである。

法対象事業者は、川崎市環境影響評価に関する条例（以下「条例」という。）に基づき、平成23年9月20日に当該法対象事業に係る法対象事業実施届及び法対象条例環境影響評価方法書（以下「法対象条例方法書」という。）を提出した。

市は、これを受けて法対象条例方法書を公告、縦覧を行ったところ、市民等から意見書の提出があった。

この法対象条例方法書について、平成23年12月7日に川崎市環境影響評価審議会（以下「審議会」という。）に諮問し、平成24年1月19日に審議会から答申があったことから、この答申を踏まえ、条例第52条に基づき、法対象条例方法審査書を作成したものである。

1 法対象事業の概要

(1) 法対象事業者

名 称：東海旅客鉄道株式会社

代表者：代表取締役社長 山田 佳臣

主たる事務所の所在地：愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号

(2) 法対象事業の名称及び種類

名 称：中央新幹線（東京都・名古屋市間）

種 類：鉄道又は軌道の新設

(3) 法対象事業を実施する区域

起 点：東京都港区

終 点：愛知県名古屋市

主要な経過地：甲府市附近、赤石山脈（南アルプス）中南部

延 長：約 286 km

(4) 計画の概要

ア 目 的

東京都から名古屋市間における超電導リニア技術を採用した新幹線鉄道の建設

イ 対象鉄道建設等事業の規模

東京都から名古屋市間 延長：286 km（内、神奈川県 約 40 km）

このうち、山梨リニア実験線（上野原市から笛吹市間）42.8 kmを含む。

ウ 対象鉄道建設等事業に係る単線、複線等の別及び動力

単線、複線の別：複線

動 力：交流 33,000 ボルト

エ 対象鉄道建設等事業に係る鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度

最高設計速度：505 km/h

オ 対象鉄道建設等事業の工事計画の概要

地表式、掘割式、嵩上式 延長 約 38 km

(山梨リニア実験線約 8 kmを含む)

トンネル 延長 約 248 km

(山梨リニア実験線約 35 kmを含む)

停車場 6カ所

内 地上駅 3カ所 (山梨県、長野県、岐阜県)

地下駅 3カ所 (東京都、神奈川県、愛知県)

車両基地 2カ所 (神奈川県、岐阜県 (工場含む))

カ 主要な線形条件

最小曲線半径：8,000m

最急勾配：40‰

キ 市域内における事業計画の概要

事業実施区域：中原区、高津区、宮前区、多摩区、麻生区において
3 km幅で示された範囲内の大深度地下部

付帯施設：5～10 km毎に1カ所の間隔で立坑を設置
(供用時は、換気施設等として利用)

2 審査結果

(1) 全般的事項

本計画では、環境影響評価法対象の評価項目以外の川崎市環境影響評価に関する条例に基づく環境影響評価項目として、工事中における「人と自然とのふれあい活動の場」及び「地域交通」について予測及び評価を行うとしている。

法対象条例方法書においては、事業計画等が明らかにされなかったことから、できるだけ早い段階で、本事業における運行本数、電力供給、路線位置、立坑位置及び作業内容等の具体的な計画について明らかにし、法対象条例環境影響評価準備書（以下「法対象条例準備書」という。）においては、詳細に示すこと。

また、川崎市域内の想定されている計画区域（以下「計画区域」という。）は、市街化、住宅化が高度に進展しており、多くの市民が生活する区域であることから、川崎市の地域特性を十分考慮した上で、環境影響に係る調査、予測及び評価を行うこと。

さらに、調査、予測方法等については、計画が具体化された段階で、事前に本市と十分協議し、新たな環境影響評価項目の予測が必要になった場合には、その環境影響評価項目を追加して行うこと。

なお、具体的な計画等は、本来、法対象条例方法書で明らかにするべきものであることから、その計画が明らかになった時点で、法対象事業者自らが、速やかにそれらの内容について、公表及び周知を図ること。

(2) 個別事項

ア 人と自然とのふれあい活動の場

本計画では、立坑工事や工事用車両の走行による人と自然とのふれあい活動の場への影響について予測及び評価を行うとしている。

しかしながら、掘削土砂の搬出や資材搬入により多くの工事用車両の発生が見込まれるにもかかわらず、立坑位置並びに施工方法等が具体化されていないことから、それらの詳細を明らかにした上で、予測及び評価すること。

また、計画区域は、市民健康の森をはじめとする公園緑地や特別

緑地保全地区等が存在することから、人と自然とのふれあい活動の場に係る影響を低減するよう、配慮すること。特に、都市計画事業中である公園緑地においては、これらの事業計画に即した計画となるよう、併せて配慮すること。

イ 地域交通（交通混雑、交通安全）

本計画では、工事中における工事用車両の走行に伴う交通流及び交通安全への影響について予測及び評価を行うとしている。

しかしながら、工事中における大深度地下トンネル部の建設及び供用時におけるトンネル施設内給排気のための立坑位置並びに施工方法等が具体化されていないこと、工事中における掘削土砂の搬出や資材搬入による多くの工事用車両の発生が見込まれることから、立坑位置及び施工方法等の詳細を明らかにするとともに、工事用車両ルート及び予測地点等については、事前に市と協議した上で、予測及び評価すること。

ウ その他

(ア) 立坑工事施工ヤード跡地計画

立坑工事箇所には、数千～1万㎡の施工ヤードを必要としており、工事終了後は、立坑跡地にトンネル施設内の給排気を行うための換気施設を設置するとしているが、計画区域内の丘陵部には、多摩丘陵の一部をなす豊かな樹林地が存在することから、可能な限り土地の形質変更を抑え、地形に順応した造成計画を行い、極力、緑を保全するとともに、緑の改変を伴う場合には、周辺植生に配慮した緑の回復育成に努めること。また、立坑工事施工ヤード跡地に係る緑化計画については、事業計画の中で詳細に示すこと。

(イ) 工事計画

計画区域は、市街化、住宅化が高度に進展しており、多くの市民が生活する区域であることから、工事の実施に際しては、夜間

に極力実施しない等、周辺住民等に対して十分配慮した工事計画、車両運行計画を策定すること。

(3) 環境配慮項目に関する事項

法対象条例方法書に記載した「ヒートアイランド現象」、「地震時等の災害」、「地球温暖化」、「酸性雨」、「資源」及び「エネルギー」の各項目の環境配慮については、その積極的な取組みが望まれることから、法対象条例準備書において、環境配慮の具体的な措置の内容を明らかにすること。

3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過

平成23年 9月20日	法対象事業実施届及び法対象条例方法書の受理
9月27日	法対象条例方法書の公告、縦覧開始
11月10日	法対象条例方法書の縦覧終了、意見書の提出締切り 意見書の提出 43名、43通
12月 7日	市長から審議会に法対象条例方法書について諮問
平成24年 1月19日	審議会から市長に法対象条例方法書について答申
1月26日	法対象条例方法審査書公告 法対象事業者あて送付

4 川崎市環境影響評価審議会の審議経過

平成23年 12月 7日	審議会（事業者説明及び審議）
12月20日	審議会（事業者説明及び審議）
平成24年 1月18日	審議会（答申案審議）